

ご利用料金表 (平成30年4月1日 現在) 特別養護老人ホームオペラハウス鴨方

ショートステイ

*** 1割負担**

1. 基本料金

(単位: 円/日)

個室・多床室	合計	保険給付 9割	負担額 1割
要介護 1	5,840	5,256	584
要介護 2	6,520	5,868	652
要介護 3	7,220	6,498	722
要介護 4	7,900	7,110	790
要介護 5	8,560	7,704	856

2. その他の加算

(1) 送迎加算 (単位: 円/日)

	合計	保険給付 9割	負担額 1割
片道	1,840	1,656	184
往復	3,680	3,312	368

(2) 看護体制加算…(Ⅰ) 4円/日 (Ⅱ) 8円/日(空床利用の場合)

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)…13円/日

(4) 認知症行動・心理症状緊急対応加算…200円/日(入所日から7日を限度)

(5) 若年性認知症入所者受入加算

120円/日

(6) サービス提供体制強化加算(いずれか1項目を加算)

(Ⅰ)イ 18円/日(介護福祉士割合60%以上)

(Ⅰ)ロ 12円/日(介護福祉士割合50%以上)

(Ⅱ) 6円/日(常勤職員割合75%以上)

(Ⅲ) 6円/日(勤続年数3年以上割合30%以上)

(7) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数で算定されます。(当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。)

※(2)(3)(6)は事業所の算定要件を満たしている場合に加算

3. 実費負担

[滞在費・食費]

(単位: 円/日)

利用者負担 限度額	滞在費 (多床室)	滞在費 (従来型個室)	食費
第1段階	0	320	300
第2段階	370	420	390
第3段階	370	820	650
第4段階	840	1,150	1,380

朝	昼	夕	合計
280円	700円	400円	1,380円

4. その他の実費負担

(1) 送迎実費

通常の送迎の実施地域を越える地点からお住まいまでの間の距離により、1kmあたり12円。

※通常の実施地域

浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町(小田地区、美川地区を除く)、笠岡市(笠岡、絵師、馬飼、広浜、今立、園井、春日台、吉田、尾坂、山口、甲弩、富岡、新横島、入江、西大島、大島中に限る)、倉敷市玉島地区

5. 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)

(単位: 円/日)

多床室	合計	保険給付 9割	負担額 1割
要支援 1	4,370	3,933	437
要支援 2	5,430	4,887	543

※上記2(1)(4)(5)(6)(7)に準ずる。

※実費負担は上記3, 4に準ずる。

ご利用料金表 (平成30年4月1日 現在) 特別養護老人ホームオペラハウス鴨方

ショートステイ

*2割負担

1. 基本料金

(単位: 円/日)

多床室	合計	保険給付 8割	負担額 2割
要介護 1	5,840	4,672	1,168
要介護 2	6,520	5,216	1,304
要介護 3	7,220	5,776	1,444
要介護 4	7,900	6,320	1,580
要介護 5	8,560	6,848	1,712

2. その他の加算

(1)送迎加算 (単位: 円/日)

	合計	保険給付 8割	負担額 2割
片道	1,840	1,472	368
往復	3,680	2,944	736

- (2)看護体制加算…(Ⅰ) 8円/日 (Ⅱ) 16円/日(空床利用の場合)
 (3)夜勤職員配置加算(Ⅰ)…26円/日
 (4)認知症行動・心理症状緊急対応加算…400円/日(入所日から7日を限度)
 (5)若年性認知症入所者受入加算
 240円/日

(6)サービス提供体制強化加算(いずれか1項目を加算)

- (Ⅰ)イ 36円/日(介護福祉士割合60%以上)
 (Ⅰ)ロ 24円/日(介護福祉士割合50%以上)
 (Ⅱ)12円/日(常勤職員割合75%以上)
 (Ⅲ)12円/日(勤続年数3年以上割合30%以上)

(7)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数で算定されます。(当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。)

※(2)(3)(6)は事業所の算定要件を満たしている場合に加算

3. 実費負担

[滞在費・食費]

(単位: 円/日)

利用者負担 限度額	滞在費 (多床室)	滞在費 (従来型個室)	食費
通常	840	1,150	1,380

朝	昼	夕	合計
280円	700円	400円	1,380円

4. その他の実費負担

(1)送迎実費

通常の送迎の実施地域を越える地点からお住まいまでの間の距離により、1kmあたり12円。

※通常の実施地域

浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町(小田地区、美川地区を除く)、笠岡市(笠岡、絵師、馬飼、広浜、今立、園井、春日台、吉田、尾坂、山口、甲弩、富岡、新横島、入江、西大島、大島中に限る)、倉敷市玉島地区

5. 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)

(単位: 円/日)

個室・多床室	合計	保険給付 8割	負担額 2割
要支援 1	4,370	3,496	874
要支援 2	5,430	4,344	1,086

※上記2(1)(4)(5)(6)(7)に準ずる。

※実費負担は上記3, 4に準ずる。